

取得条項付の転換社債型新株予約権付社債¹の発行者側の会計処理（一括法）

取得の状態 取得の対価	ITM(自社の株式の市場価格が行 使価格を上回る)		OTM(自社の株式の市場価格が行 使価格を下回る)	
	ア．取得と同時 に消却	イ．取得後保有	ア．取得と同時 に消却	イ．取得後保有
(1) 現金	CB 時価:現金	CB 時価:現金	CB 額面:現金	CB 額面:現金
(2) 自社の株式	CB 簿価:株式	CB 時価:株式	CB 額面:株式	CB 額面:株式
(参考)現金と自 社の株式	CB 額面超:株式 CB 額面:現金	CB 額面超:株式 CB 額面:現金	CB 額面:現金	CB 額面:現金

- 1 「(参考)現金と自社の株式」について：現金と自社の株式の組合せ方法は、様々と考えられるが、CB と同じ商品性で希薄化を防ぐ組合せ方法として、上表の例がある。
- 2 CB の時価について：ITM CB の時価 パリティ価格（自社の株式の市場価格に基づく理論値） OTM CB 時価 CB 額面

(1) 取得の対価が現金

ITM(パリティ価格 > 100、CB の時価 120)の場合

	パー発行 (簿価 100)	オーバーパー発行 (簿価 110)	アンダーパー発行 (簿価 90)
ア．取得と 同時に消却	社債 100 現金 120 償還損 20	社債 110 現金 120 償還損 10	社債 90 現金 120 償還損 30
イ．取得後 保有	自己社債 現金 120 120	自己社債 現金 120 120	自己社債 現金 120 120

ア．取得と同時に消却することが募集事項に照らして明らかな明らかなであり、かつ、取得と同時に消却が行われた場合

繰上償還と経済的実質が同一であることから、これに準じて処理する(取得価額 = 時価 120)。

イ．ア以外の場合

自己社債の取得として処理する(取得価額 = 時価 120)。

OTM(パリティ価格 < 100)の場合

	パー発行 (簿価 100)	オーバーパー発行 (簿価 110)	アンダーパー発行 (簿価 90)
ア．取得と 同時に消却	社債 100 現金 100	社債 110 現金 100 償還益 10	社債 90 現金 100 償還損 10
イ．取得後 保有	自己社債 現金 100 100	自己社債 現金 100 100	自己社債 現金 100 100

ア．取得と同時に消却することが募集事項に照らして明らかな明らかなであり、かつ、取得と同時に消却が行われた場合

繰上償還と経済的実質が同一であることから、これに準じて処理する(取得価額 = 額面 100)。

イ．ア以外の場合

自己社債の取得として処理する(取得価額 = 額面 100)。

¹ 投資家が行使する場合は、自社の株式が交付される。

(2) 取得の対価が自社の株式(取得の対価として新株を発行した場合)

ITM(パリティ価格 > 100、CBの時価 120)の場合

	パー発行 (簿価 100)	オーバーパー発行 (簿価 110)	アンダーパー発行 (簿価 90)
ア.取得と同時に消却	社債 100 資本金 100	社債 110 資本金 110	社債 90 資本金 90
イ.取得後保有	自己社債 資本金 120 120	自己社債 資本金 120 120	自己社債 資本金 120 120

ア.取得と同時に消却することが募集事項に照らして明らかな明らかなであり、かつ、取得と同時に消却が行われた場合

ITMの場合、転換社債型新株予約権付社債権者が、当該転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権を行使することと経済的実質が同一である²ことから、当該新株予約権が行使された場合に準じて処理する(取得価額 = 帳簿価額)(会社計算規則第 41 条第 1 項)。

イ.ア以外の場合

転換社債型新株予約権付社債権者が、当該転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権を行使することと経済的実質が同一であるとは言えず、自己社債の取得として処理する(取得価額 = 時価 120(取得の対価となる自社の株式の時価))(会社計算規則第 41 条第 1 項)。

OTM(パリティ価格 < 100)の場合

	パー発行 (簿価 100)	オーバーパー発行 (簿価 110)	アンダーパー発行 (簿価 90)
ア.取得と同時に消却	自己社債 資本金 100 100	自己社債 資本金 100 100	自己社債 資本金 100 100
	社債 100 自己社債 100	社債 110 自己社債 100 消却益 10	社債 90 自己社債 消却損 10 100
イ.取得後保有	自己社債 資本金 100 100	自己社債 資本金 100 100	自己社債 資本金 100 100

転換社債型新株予約権付社債権者が、当該転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権を行使することと経済的実質が同一であるとは言えないので、自己社債の取得として処理する(取得価額 = 額面 100)(会社計算規則第 41 条第 1 項参照)³。

² これまでも、発行者が ITM のときに早期繰上償還条項を利用した場合、転換社債型新株予約権付社債権者は、当該転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権を行使している。

³ 額面を下回るパリティ価格での取得は、CB の商品性と大きく異なるものとなる。したがって、従来の転換社債と経済性を類似させるため、OTM でも額面ベースの価額での取得を前提としている。もっとも、OTM でも、額面ベースでの価額(100)で取得すれば、固定数(10 株)の自社の株式の交付ではなくなる(株価@8 12.5 株、株価@9 11.1 株)ため、CB の商品性とは異なる。

(参考) 取得の対価が現金と自社の株式

例：希薄化を防ぐ(ITM：額面以上 - 株式 / 額面まで - 現金、OTM：額面まで - 現金)

ITM(パリティ価格 > 100、CBの時価 120)の場合

		パー発行 (簿価 100)		オーバーパー発行 (簿価 110)		アンダーパー発行 (簿価 90)	
ア 取得 と同時 に消却	(A案) 簿価 ベース	社債 100	現金 100	社債 110	現金 100 資本金 10	社債 90	現金 100 その他利 益剰余金 10
	(B案) 時価 ベース	自己社債 120	現金 100 資本金 20	自己社債 120	現金 100 資本金 20	自己社債 120	現金 100 資本金 20
		社債 100	自己社債 消却損 20	社債 110	自己社債 消却損 10	社債 90	自己社債 消却損 30
イ . 取得後保有		自己社債 120	現金 100 資本金 20	自己社債 120	現金 100 資本金 20	自己社債 120	現金 100 資本金 20

ア - A 案 . 取得と同時に消却することが募集事項に照らして明らかな場合 (簿価ベース)

CB と類似する経済的実質であるため、「(2)取得の対価が自社の株式」アと同様に、新株予約権が行使された場合に準じて処理する (取得価額 = 帳簿価額) (会社計算規則第 41 条第 1 項参照)。

ア - B 案 . 取得と同時に消却することが募集事項に照らして明らかな場合 (時価ベース) 及び

イ . 取得と同時に消却することが募集事項に照らして明らかではない場合

現金及び自社の株式による自己社債の取得という取引が行われていると考えて処理する (取得価額 = 時価 120)。したがって、この場合の資本金の増加額は、取得した転換社債型新株予約権付社債の時価 120 から、取得の対価として払い出した現金 100 を控除して算定されることとなる (会社計算規則第 41 条第 1 項参照)。

OTM の場合(パリティ価格 < 100)の場合

現金を対価として、転換社債型新株予約権付社債を額面にて取得するため、「(1)取得の対価が現金」と同じ処理となる。

(参考)
会社法

第二百三十六条（新株予約権の内容）

株式会社が新株予約権を発行するときは、次に掲げる事項を当該新株予約権の内容としなければならない。

一～六（略）

七 **当該新株予約権について、当該株式会社が一定の事由が生じたことを条件としてこれを取得することができることとするときは、次に掲げる事項**

取得条項に関する規定

イ 一定の事由が生じた日に当該株式会社がその新株予約権を取得する旨及びその事由

ロ 当該株式会社が別に定める日が到来することをもってイの事由とするときは、その旨

ハ イの事由が生じた日にイの新株予約権の一部を取得することとするときは、その旨及び取得する新株予約権の一部の決定の方法

ニ イの新株予約権を取得するのと引換えに当該新株予約権の新株予約権者に対して当該株式会社の株式を交付するときは、当該株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその算定方法

ホ イの新株予約権を取得するのと引換えに当該新株予約権の新株予約権者に対して当該株式会社の社債（新株予約権付社債についてのものを除く。）を交付するときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

ヘ イの新株予約権を取得するのと引換えに当該新株予約権の新株予約権者に対して当該株式会社の他の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）を交付するときは、当該他の新株予約権の内容及び数又はその算定方法

ト イの新株予約権を取得するのと引換えに当該新株予約権の新株予約権者に対して当該株式会社の新株予約権付社債を交付するときは、当該新株予約権付社債についてのホに規定する事項及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権についてのヘに規定する事項

チ イの新株予約権を取得するのと引換えに当該新株予約権の新株予約権者に対して当該株式会社の株式等以外の財産を交付するときは、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法

九～十一（略）

2（略）

第二百七十五条（効力の発生等）

1（略）

2 前項の規定により株式会社が**取得する取得条項付新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合には、**株式会社は、第二百三十六条第一項第七号イの事由が生じた日に、**当該新株予約権付社債についての社債を取得する。**

3～5（略）

会社計算規則

第三十六条（通則）

株式会社がその成立後に行う株式の交付（法第四百四十五条第五項に掲げる行為に際しての株式の交付を除く。）による株式会社の**資本金等増加限度額（同条第一項に規定する株主となる者が当該株式会社に対して払込み又は給付をした財産の額をいう。以下この節において同じ。）**、その他資本剰余金及びその他利益剰余金の額並びに自己株式対価額（第七十八条第二項第七号及び第八十六条第八号並びに法第四百四十六条第二号並びに第四百六十一条第二項第二号及び第四号に規定する自己株式の対価の額をいう。以下この章において同じ。）については、この款の定めるところによる。

2（略）

第四十条（新株予約権の行使があった場合）

新株予約権の行使があった場合には、資本金等増加限度額は、第一号及び第二号に掲げる額の合計額から第三号に掲げる額を減じて得た額に株式発行割合（当該行使に際して発行する株式の数を当該行使に際して発行する株式の数及び処分する自己株式の数の合計数で除して得た割合をいう。以下この条において同じ。）を乗じて得た額から第四号に掲げる額を減じて得た額（零未満である場合にあっては、零）とする。

一 **行使時における当該新株予約権の帳簿価額**

二 次に掲げる額の合計額

イ 法第二百八十一条第一項に規定する場合又は同条第二項後段に規定する場合におけるこれらの規定により払込みを受けた金銭（当該金銭が八に規定する財産に該当する場合における当該金銭を除く。）の金額（外国の通貨をもって金銭の払込みを受けた場合にあっては、行使時の為替相場に基づき算出された金額）

ロ **法第二百八十一条第二項前段の規定により給付を受けた金銭以外の財産（当該財産が八に規定する財産に該当する場合における当該財産を除く。）の行使時の価額**

ハ 法第二百八十一条第一項又は第二項の規定により払込み又は給付を受けた財産（当該財産の株式会社における帳簿価額として、当該財産の払込み又は給付をした者における当該払込み又は給付の直前の帳簿価額を付すべき場合における当該財産に限る。）の払込み又は給付をした者における当該払込み又は給付の直前の帳簿価額の合計額

三 法第二百三十六条第一項第五号に掲げる事項として新株予約権の行使に応じて行う株式の交付に係る費用の額のうち、株式会社が資本金等増加限度額から減ずるべき額と定めた額

四 イに掲げる額からロに掲げる額を減じて得た額が零以上であるときは、当該額

イ 当該行使に際して処分する自己株式の帳簿価額

ロ 第一号及び第二号に掲げる額の合計額から第三号に掲げる額を減じて得た額（零未満である場合にあっては、零）に自己株式処分割合（一から株式発行割合を減じて得た割合をいう。以下この条において同じ。）を乗じて得た額

2～4（略）

審議事項(3)

- 5 第一項第一号の規定の適用については、新株予約権が募集新株予約権であった場合における当該募集新株予約権についての法第二百三十八条第一項第二号及び第三号に掲げる事項と、第一項第一号の帳簿価額とが同一のものでなければならないと解してはならない。
- 6 第一項第二号の規定の適用については、新株予約権を行使する者が出資する金銭以外の財産について法第二百三十六条第一項第二号及び第三号に掲げる価額と、当該財産の帳簿価額（当該出資に係る資本金及び資本準備金の額を含む。）とが同一の額でなければならないと解してはならない。

資本金等増加限度額 = 1号(取得条項付のCBの取得時の価額)
- 3号(対価として交付する財産(自社の株式を除く)の簿価)

第四十一条（取得条項付新株予約権の取得をする場合）

取得条項付新株予約権の取得をする場合には、資本金等増加限度額は、第一号に掲げる額から第二号及び第三号に掲げる額の合計額を減じて得た額に株式発行割合（当該取得に際して発行する株式の数を当該取得に際して発行する株式の数及び処分する自己株式の数の合計数で除して得た割合をいう。以下この条において同じ。）を乗じて得た額から第四号に掲げる額を減じて得た額（零未満である場合にあっては、零）とする。

- 一 当該取得時における当該取得条項付新株予約権（当該取得条項付新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合にあっては、当該新株予約権付社債についての社債を含む。以下この項において同じ。）の価額
- 二 当該取得条項付新株予約権の取得と引換えに行う株式の交付に係る費用の額のうち、株式会社が資本金等増加限度額から減ずるべき額と定めた額
- 三 株式会社が当該取得条項付新株予約権を取得するのと引換えに交付する財産（当該株式会社の株式を除く。）の帳簿価額（当該財産が社債（自己社債を除く。）又は新株予約権（自己新株予約権を除く。）である場合にあっては、会計帳簿に付すべき額）の合計額
- 四 イに掲げる額からロに掲げる額を減じて得た額が零以上であるときは、当該額
- イ 当該取得に際して処分する自己株式の帳簿価額
- ロ 第一号に掲げる額から第二号及び第三号に掲げる額の合計額を減じて得た額（零未満である場合にあっては、零）に自己株式処分割合（一から株式発行割合を減じて得た割合をいう。以下この条において同じ。）を乗じて得た額
- 2 前項に規定する場合には、取得条項付新株予約権の取得後の次の各号に掲げる額は、取得条項付新株予約権の取得の直前の当該額に、当該各号に定める額を加算して得た額とする。
- 一 その他資本剰余金の額 イ及びロに掲げる額の合計額から八に掲げる額を減じて得た額
- イ 前項第一号に掲げる額から同項第二号及び第三号に掲げる額の合計額を減じて得た額に自己株式処分割合を乗じて得た額
- ロ 次に掲げる額のうちいずれか少ない額
- (1) 前項第四号に掲げる額
- (2) 前項第一号に掲げる額から同項第二号及び第三号に掲げる額の合計額を減じて得た額に株式発行割合を乗じて得た額（零未満である場合にあっては、零）
- 八 当該取得に際して処分する自己株式の帳簿価額

審議事項(3)

二 **その他利益剰余金の額 前項第一号に掲げる額から同項第二号及び第三号に掲げる額の合計額を減じて得た額が零未満である場合における当該額に株式発行割合を乗じて得た額**

3～4 (略)

以上